

○男鹿地区消防本部等処務規程

昭和48年6月13日
消本訓令 第3号

改正	昭和48年10月22日	消本訓令第4号
	昭和49年4月25日	消本訓令第3号
	昭和50年6月20日	消本訓令第3号
	昭和54年9月5日	消本訓令第3号
	昭和61年3月29日	消本訓令第1号
	昭和62年4月2日	消本訓令第1号
	昭和63年4月1日	消本訓令第1号
	平成元年3月21日	消本訓令第1号
	平成2年3月12日	消本訓令第1号
	平成6年2月22日	消本訓令第1号
	平成7年3月20日	消本訓令第2号
	平成7年5月10日	消本訓令第5号
	平成8年9月20日	消本訓令第2号
	平成10年3月31日	消本訓令第3号
	平成11年6月30日	消本訓令第2号
	平成14年5月13日	規程第2号
	平成17年3月22日	規程第2号
	平成18年3月20日	規程第1号
	平成18年6月26日	規程第4号
	平成28年12月26日	規程第2号
	令和2年3月30日	消本訓令第2号
	令和3年6月1日	消本訓令第4号
	令和4年3月25日	消本訓令第2号
	令和5年3月23日	消本訓令第4号
	令和5年12月28日	消本訓令第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防本部の組織等に関する規則（昭和48年規則第5号）第7条の規定に基づき、男鹿地区消防本部（以下「消防本部」という。）及び男鹿地区消防署（以下「消防署」という。）における事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 共通事項

(消防分署)

第2条 消防署の管轄区域内に消防分署（以下「分署」という。）を置く。

2 分署の名称及び位置は、別表第1のとおりとし、担当区域は別表第4のとおりとする。

(事務分掌)

第3条 消防本部、消防署及び消防分署の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(公印)

第4条 消防本部及び消防署の公印は、別表第3のとおりとする。

(文書の取扱)

第5条 消防本部及び消防署における文書の取扱は、この訓令に定めるもののほか、男鹿地区消防一部事務組合文書管理規程（令和5年消本訓令第16号）を準用する。

2 消防長の発する令達の種類は、次のとおりとする。

- (1) 告示 一般又は一部に公示するもの
- (2) 訓令 職員に対し指揮命令するもの
- (3) 達 個人又は団体等に告知するもので、前2号により難いもの
- (4) 指令 申請又は願、伺等に対し指揮するもの

第3章 消防署

(消防署長)

第6条 消防署長は、消防司令長をもって充てる。

2 消防署長は、消防長の命を受けて部下の職員を指揮監督し、消防署の事務を処理するものとする。

(消防署長の専決事項)

第7条 消防署長は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所定又は定例に関すること。
- (2) 所属職員の勤務割に関すること。
- (3) 所属職員の願、届等の処理に関すること。
- (4) 所属職員の招集に関すること。
- (5) 所属職員の県内出張命令に関すること。
- (6) 所属職員（副署長相当職以上を除く。）の年次有給休暇並びに7日以内の特別休暇、療養休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間に関すること。
- (7) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (8) 受持管区及び特別警戒に関すること。
- (9) 消防署の行政に関する届等に関すること。
- (10) 所属職員の教養、訓練に関すること。

(副署長)

第8条 消防署に副署長を置く。

2 副署長は、消防司令長又は消防司令をもって充てる。

3 副署長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、消防署の事務を処理するものとする。

(消防署長代理)

- 第9条** 消防署長に事故があるときは、副署長が消防署長の職務を代理する。ただし、重要な事項は、消防長の決裁を受けなければならない。
- 2 消防署長の事故が長期にわたるとき、又は消防署長、副署長とも事故があるときの消防署長の職務代理は、その都度消防長が定める。

(班)

- 第10条** 消防署に指揮統制班を置く。
- 2 班に班長及び副班長を置く。
- 3 班長及び副班長は、消防司令をもって充てる。
- 4 班長及び副班長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、主管の事務を処理するものとする。

(分署長等)

- 第11条** 分署に分署長、上席副分署長及び副分署長を置く。
- 2 分署長及び上席副分署長は消防司令、副分署長は消防司令補をもって充てる。
- 3 分署長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、主管の事務を処理するものとする。

(参事)

- 第12条** 消防署に参事を置くことができる。
- 2 参事は、消防司令をもって充てる。
- 3 参事は、上司の命を受けて、特命事務のほか、重要事項の事務に従事する。

(主席主査等)

- 第13条** 消防署及び分署に主席主査及び主査を置くことができる。主席主査及び主査は、消防司令補をもって充てる。
- 2 主席主査及び主査は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則 (昭和48年消本訓令第4号)

この規程は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則 (昭和49年消本訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年消本訓令第3号)

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和54年消本訓令第3号)

この規程は、昭和54年9月5日から施行する。

附 則 (昭和61年消本訓令第1号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年消本訓令第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則 (昭和 63 年消本訓令第 1 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年消本訓令第 1 号)
この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年消本訓令第 1 号)
この規程は、平成 2 年 3 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 6 年消本訓令第 1 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年消本訓令第 2 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年消本訓令第 5 号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年消本訓令第 2 号)
この規程は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年消本訓令第 3 号)
この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年規程第 2 号)
この規程は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年規程第 2 号)
この規程は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 17 年規程第 2 号)
この規程は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規程第 1 号)
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規程第 4 号)
この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年規程第 2 号)
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年消本訓令第 2 号)
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年消本訓令第 4 号)
この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年消本訓令第 2 号)
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年消本訓令第 4 号)
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年消本訓令第 17 号)
この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

消防分署の名称及び位置

名 称	位 置
男鹿地区消防署北分署	男鹿市北浦北浦字種田 69 番地の 3
男鹿地区消防署東分署	男鹿市脇本脇本字上谷地 130 番 1
男鹿地区消防署天王分署	潟上市天王字蒲沼 99 番地の 5
男鹿地区消防署天王南分署	潟上市天王字北野 1 番地 18
男鹿地区消防署若美分署	男鹿市鶴木字下潟端 212 番地
男鹿地区消防署大潟分署	南秋田郡大潟村字東 2 丁目 2 番地の 2

別表第 2

消防本部及び消防署事務分掌

消防本部

総務課

総務係

- (1) 組織機構に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 令達及び例規に関すること。
- (4) 職員の福利厚生、教養研修、安全衛生、公務災害補償関係に関すること。
- (5) 文書及び物品の受発に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 組合議会に関すること。
- (8) 予算及び経理に関すること。
- (9) 消防職員委員会に関すること。
- (10) 消防長会及び全国消防協会に関すること。
- (11) 組合構成市村との連絡に関すること。
- (12) 陳情、請願に関すること。
- (13) 渉外、儀式に関すること。
- (14) 服務規律に関すること。
- (15) 庁舎（分署を含む）及び財産に関すること。
- (16) 機械器具の維持管理に関すること。
- (17) 物品購入、被服品の貸与等に関すること。
- (18) 設備台帳に関すること。
- (19) 電算に関すること。
- (20) その他、他の係に属しないこと。

警防課

警防係

- (1) 消防計画の策定に関すること。
- (2) 相互応援に関すること。
- (3) 統計、年報の作成に関すること。

- (4) 消防部隊運用計画の策定に関する事。
- (5) 消防力の配備計画に関する事。
- (6) 消防関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 緊急消防援助隊等に関する事。
- (8) 災害の調査及び報告に関する事。
- (9) 日本消防協会（秋田県消防協会）に関する事。

予防課

予防係

- (1) 建築同意事務に関する事。
- (2) 予防クラブの育成に関する事。
- (3) 予防対策の企画立案及び総合調整に関する事。
- (4) 危険物の規制に関する事。
- (5) 危険物事故等の原因調査及び報告に関する事。
- (6) 予防規程の認可に関する事。
- (7) 消防用設備等の規制に関する事。
- (8) 火災原因及び損害調査に関する事。
- (9) 罹災証明に関する事。
- (10) 違反防火対象物の処理に関する事。
- (11) 火災予防関係例規の制定及び改廃に関する事。
- (12) 予防広報に関する事。
- (13) 防災規制に関する事。

通信指令課

通信指令係

- (1) 災害の受付及び出動指令の伝達に関する事。
- (2) 通信施設の整備保全に関する事。
- (3) 火災、気象情報の収受連絡に関する事。
- (4) 電話の交換及び放送の運用に関する事。
- (5) 災害時における防災関係機関との連絡に関する事。
- (6) 通信業務資料の記録の整備保存に関する事。
- (7) 無線資格者の教養訓練に関する事。
- (8) 通信統制に関する事。
- (9) その他、通信に関する事。

救急課

救急係

- (1) メディカルコントロール協議会等に関する事。
- (2) 救急医療機関との連絡調整に関する事。
- (3) 救急救命士及び救急隊員の教育に関する事。

- (4) 救急の搬送証明等に関する事。
- (5) 患者等搬送事業に関する事。
- (6) 救急統計に関する事。
- (7) ドクターヘリに関する事。

消防署

指揮統制班

庶務訓練担当

- (1) 行事及び会議に関する事。
- (2) 文書の受発に関する事。
- (3) 福利厚生に関する事。
- (4) 勤務割に関する事。
- (5) 来客の応接に関する事。
- (6) 関係機関及び団体との連絡に関する事。
- (7) 消防、救助に関する事。
- (8) 訓練に関する事。
- (9) 機関員の教養に関する事。
- (10) 消防教養訓練に関する事。
- (11) 非常警備に関する事。
- (12) 消防広報に関する事。
- (13) 安全運転管理に関する事。
- (14) その他、他の担当に属しない事。

車両資機材整備担当

- (1) 物品の受発に関する事。
- (2) 機械器具の整備に関する事。
- (3) 機械関係燃料等に関する事。
- (4) 消防水利に関する事。
- (5) 消防車両等の更新に関する事。
- (6) 消防機械器具の改善、研究に関する事。
- (7) 庁舎等の付属施設設備の保守管理に関する事。

予防担当

- (1) 防火管理者に関する事。
- (2) 査察に関する事。
- (3) 防火対象物に関する事。
- (4) 催物開催等に関する事。

救急担当

- (1) 救急資器材の維持管理に関する事。
- (2) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (3) 救急活動記録に関する事。

別表第 3

消防本部及び消防署の公印

部署	公印の種類	書体	寸法	印材	個数	使用区分
消防本部	本区男 部消鹿 之印防地	れい書	方 24 ミリメ ートル	木印	1	消防本部名をもつ て発する文書等
	長区男 之消鹿 印防地	れい書	方 20 ミリメ ートル	木印	1	消防長名をもつて 発する文書及び辞 令等
消防署	署区男 長消鹿 之印防地	れい書	方 18 ミリメ ートル	木印	1	消防署長名をもつ て発する文書等

別表第 4

消防署及び分署の担当区域

署名	担当区域	
男鹿地区消防署	本署	男鹿地区全域
	北分署	北浦地区 男鹿中地区 戸賀地区
	東分署	脇本地区 船越地区 若美地区
	天王分署	天王地区 船越地区
	天王南分署	天王地区
	若美分署	若美地区 五里合地区 脇本地区 大潟地区
	大潟分署	大潟地区 若美地区